

令和3年

1月号

事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0826 千葉県市川市市川真間 5-7-4

mei_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-712-0466 ・ FAX 047-712-0467



公園のラッパスイセン

令和3年1月の税務と提出期限

- ① 1月12日・・・2020年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
- ② 1月12日又は20日・・・前年12月分源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付
(納期の特例適用者は前年下半期・7月～12月までの徴収分を20日に納付)
- ③ 2月1日・・・支払調書の提出・償却資産税の提出・給与支払報告書の提出
2020年11月決算法人の確定申告期限(法人税・消費税・法人事業税等)
- ④ 法人税・消費税・源泉所得税の納付期限の延長手続き・・・新型コロナウイルス感染症の影響により、法人が期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、期限の延長が認められます。

今月の気になった記事

- ① **国税庁・確定申告には要予約**・・・国税庁は来年2月に始まる2020年分の確定申告では、時間枠が指定された入場整理券を配布すると発表した。整理券は当日会場で配布されるが、配布状況によっては申告が後日になってしまう可能性も。1月中旬か無料通信アプリ「LINE」での事前発行も行われる。
- ② **金購入の仕入税額控除・訪日外国人からの買い取り除外**・・・金密輸による消費税脱税を防止するために訪日外国人からの買取を除外する。昨年7月から今年6月までの1年間の脱税額は、3億6071億円。

令和3年度税制改正大綱の要旨

ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設する。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置を創設する。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。12月10日に公表された。

1. 個人所得課税

1) 住宅ローン控除の特例の延長等

控除期間13年の特例の適用期限を延長し、令和4年末までの入居者を対象とするとともに、この延長した部分に限り、合計所得金額1,000万円以下の者について面積要件を緩和する。(50㎡以上→40㎡以上)。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

2. 法人課税 「新たな日常」に向けた企業の経営改革を実現する投資促進

(1) デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制の創設

デジタル技術を活用したビジネスモデルの変革を促進するため、全社レベルのDX計画に基づくクラウド技術を活用したハード・ソフトのデジタル関連投資に、最大5%の税額控除等を講ずる。(DXとは、デジタル技術を使つての新しいビジネスモデルの構築を行うこと)

(2) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、企業の脱炭素化投資を加速する。

a 脱炭素化効果が高い製品の生産設備や b 生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に税額控除(10%・5%)又は特別償却(50%)ができる措置を創設する。

3. 中小企業向け法人課税 コロナ禍から立ち上がる中小企業の成長支援・地域経済の活発化

(1) 中小企業向け投資促進税制等の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例及び中小企業投資促進税制等を延長するとともに、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種を中小企業投資促進税制に統合する。

(2) 中小企業の経営基盤強化、雇用者の所得拡大促進税制を支援

- 1) 中小企業軽減税率(所得800万円まで、法人税を19%から15%に軽減)を2年間延長する。
- 2) 所得拡大促進税制について、企業全体の給与等支給総額を増加させた場合その増加額の15%を税額控除(2.5%以上増加等で、さらに10%上乘せ)する制度とした上で、2年間延長する。
- 3) 土地に係る固定資産税について、現行の負担調整措置等を3年間延長するとともに、令和3年度は、課税額が上昇する全ての土地について、令和2年度の税額に据置く措置を講ずる。

4. 納税環境整備

(1) 税務関係書類における押印義務の見直し

税務署長等に提出する国税関係書類において、実印・印鑑証明書を求めている手続等を除き、押印義務を廃止する。(※)地方公共団体の長に提出する地方税関係書類についても同様とする。

(2) 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

地方税納税システムの対象税目について、固定資産税、都市計画税、等を追加し、eLTAX(地方税のオンライン手続のためのシステム)を通じた電子納付を可能とする。

(3) 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化

特別徴収税額通知(納税義務者用)について、特別徴収義務者が求めた場合、市町村は、eLTAX及び特別徴収義務者を經由して電子的に送付するものとする。



コロナ禍での国や自治体からの助成金・確定申告に含めて申告する？

	給付金の名前	給付内容	課税関係
①	特別定額給付金 基準日（2020年4月27日）に住民基本台帳に記載されている国民に支給	国民1人10万円	非課税
②	子育て世帯臨時特別給付金 子育て世帯への児童手当	児童1人あたり1万円上乗せ	非課税
③	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金 休業手当を勤務先から支給されない場合	休業前賃金の8割（上限33万円）を給付	非課税
④	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 （11/28～12/17実施分 東京都）	一律40万円	課税
⑤	感染拡大防止協力金 休業または営業時間短縮協力金（東京都）	一店舗50万円 二店舗以上 100万円	課税
⑥	持続化給付金 経済産業省からの営業自粛による売上減少を受けた事業者に助成	売上の減少などの影響を受けた 法人 200万円 個人事業主 100万円	課税
⑦	家賃支援給付金	売上が急減した事業者に対して家賃等の一部負担	課税

国・地方自治体からの給付金に関しては、消費税は、一律に課税対象外ですが、所得税・住民税は原則課税です。持続化給付金は、事業者は事業所得ですが、サラリーマンは一時所得、年金の方は雑所得と所得区分にご注意下さい。

税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

1. 医療費 後期高齢者の窓口負担

75歳以上の後期高齢者の医療費窓口負担を1割から2割に引き上げる制度改革が決まる。

2022年10月から医療技術の高度化や少子高齢化の進展で医療財政が厳しさを増している状況から。

2. 外国人留学生、国ごとに異なる源泉徴収義務・中国、韓国は免税・米国、英国は課税

外国からの留学生をアルバイトとして雇ったとき、そのバイト代から源泉徴収する必要があるかを再確認。まず、1つめは、留学生の居住期間。1年以上であれば「居住者」となり日本人のバイトと同じように、源泉徴収税額表に従って源泉徴収する。「非居住者」なら原則20.42%（復興特別所得税を含む）で源泉徴収する。※「居住者」とは、所得税法では、国内に住所を有し、又は現在まで引き続き1年以上「居所」を有する個人を言い「居住者」以外の個人は「非居住者」と言う。

2つ目の確認事項は、留学生の出身国で、中国からの留学生で、日本での生活費や学費にあてる程度のアルバイトなら免税となる。その際会社は税務署に「租税条約に関する届出書」を提出する必要がある。

韓国、フィリピン、パキスタンなども原則免税。しかし米国・英国・ロシア・ベトナムからの留学生は源泉徴収を行う必要がある。また学生とは、学校教育法に定めるもので、日本語学校等は含まれない。